



Otemachi Law Office

弁護士法人 大手町法律事務所



北九州ヘッドオフィス

〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11-3 大手町アイビススクエア2F
TEL.093-571-0081 FAX.093-571-6095



福岡オフィス

2020年5月 移転

〒810-0044 福岡市中央区六本松2丁目12番25号 ベルヴィ六本松802号
TEL.092-712-4923 FAX.092-714-2379

ホームページ

<http://www.ohtemachi-lawyer.com/>

大手町法律事務所



事務所報

COMMUNICATION PAPER

2021.8
Vol

14

弁護士法人 大手町法律事務所

CONTENTS

今、欲しいもの

雑感 その5

／合山 純篤

危機管理について

／清成 真

誤振込の事案について

／田中 圭

ペットはかわいいけれど…

／富永 剛

電子契約のキホンのキ

／牧山 愛美

ダウンロードにはご注意を

／和田 直道



MASAHARU NAKANO
中野 昌治

代表(北九州オフィス所長)

主な取扱い分野

行政関係、労働関係、企業法務、
企業再生・倒産関係

今、欲しいものは...

「体がやわらかくなる薬(or食物)」
理由は、最近とみに体がかたくなって
いるため。

事務所ご挨拶

残暑の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、平素は格別のご厚情を賜り、心よりお礼申し上げます。

さて、先日まで東京オリンピックが開催されておりましたが、ホームでの大会ということもあってか、日本人選手が素晴らしい活躍を見せてくれました。

選手の方々が一番欲しいものはやはり金メダルでしょうが、弊所の弁護士は一体どんなものが欲しいのでしょうか。本号では、弁護士に「今、欲しいもの」を聞いてみました。



SUMIATSU GOYAMA

合山 純篤

代表(福岡オフィス所長)

主な取扱い分野

民事全般、企業法務、企業再生・
倒産関係、行政関係、労働関係

今、欲しいものは...

「もの忘れへの特効薬」
理由は、言うまでもなく、年をとると
物忘れがはげしくなるからです。



KEIICHI NAKANO

中野 敬一

代表(北九州オフィス所長)

主な取扱い分野

企業法務関係、企業再生・倒産関
係、一般民事事件、一般家庭事件

今、欲しいものは...

何といっても「時間」。弁護士会役員の
任期(来年3月末)が終了したら、少し
ゆっくりしたいと思います。



HIROYUKI ANO

阿野 寛之

執行役員

主な取扱い分野

刑事事件・少年付添事件、
損害賠償請求事件、企業法務一般など

今、欲しいものは...

「どこでもひねればお茶が出てくる
蛇口」。水分補給が欠かせません。



MAKOTO KIYONARI

清成 真

執行役員

主な取扱い分野

企業法務全般、
労働問題(企業側)、民事事件

今、欲しいものは...

「コロナ自粛のない世界」



JUNJIRO MORI

森 淳二郎

顧問(九州大学名誉教授)

主な取扱い分野

会社法、企業法務

今、欲しいものは...

「故愛犬リュウが遺した?隠し子犬!」
町内でときたま出会う犬が、今は亡き
我が家の愛犬リュウにそっくり。



NORIO TASE

田瀬 憲夫

代表(福岡オフィス所長)

主な取扱い分野

刑事事件、一般民事事件、
医療紛争・交通事件

今、欲しいものは...

「スチームフットスパ」

KEI TANAKA

田中 圭

弁護士

主な取扱い分野

交通事故その他一般民事事件、
倒産関係、刑事事件

今、欲しいものは...

「時間(回答を熟慮する時間もなかったので)」



TOSHIHIRO NAKANISHI

中西 俊博

弁護士

主な取扱い分野

企業法務関係、企業再生・倒産、
一般民事事件、家事事件など

今、欲しいものは...

「時間」



TSUYOSHI TOMINAGA

富永 剛

弁護士

主な取扱い分野

一般民事事件、行政関係法務、
家事事件、刑事事件

今、欲しいものは...

「マスク無しで落ち着いて生活できる状況」



YUKAKO KINOSHITA

木下 結香子

弁護士

主な取扱い分野

一般民事事件、刑事事件、
行政法務、企業法務

今、欲しいものは...

「時間」



MAYUMI MATSUDA

松田 麻友美

弁護士

主な取扱い分野

交通事故、倒産事件、企業法務、
一般民事

今、欲しいものは...

「映画に浸れる時間」



KEISUKE FURUNO

古野 慧輔

弁護士

主な取扱い分野

涉外事件、外国人事件、企業法務、
一般民事事件、刑事事件

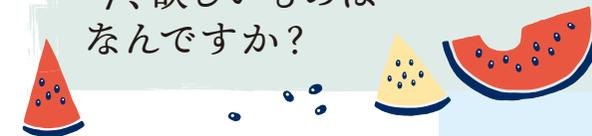
今、欲しいものは...

「世界平和」



弁護士に聞いてみました

今、欲しいものは
なんですか?



KENICHIRO TERAJI

寺井 研一郎

弁護士

主な取扱い分野

企業法務、一般民事、家事事件、
債務整理、刑事事件など

今、欲しいものは...

「オーダーのウェットスーツ」



DAISUKE NEGISHI

根岸 大将

弁護士

主な取扱い分野

交通事故事件、医療関係事件、
企業法務、一般民事事件など

今、欲しいものは...

「どこでもドア」



MANAMI MAKIYAMA

牧山 愛美

弁護士

主な取扱い分野

一般民事事件、企業法務

今、欲しいものは...

「不労所得」



YUKIHITO MANAKO

眞子 幸人

弁護士

主な取扱い分野

企業法務、民事事件、刑事事件

今、欲しいものは...

「10年前の体力」



NAOMICHI WADA

和田 直道

弁護士

主な取扱い分野

一般民事事件、交通事故事件、債
務整理事件、家事事件など

今、欲しいものは...

「大谷翔平の打撃力」



雑感 その5

2020年8月発行の事務所報12号に「雑感その4」という題で書いた文章の続きです。

弁護士になってから今日まで46年間、主として、民事紛争にタッチしてきましたが、その間、「法による解決と事実上の行為」とでも表現すべき問題のことを考えさせられて来ました。

具体例を挙げますと、①兄弟間で遺産分割の調停が進行中のとき、調停案の内容に不満な弟が、兄の自宅に来て、居間に灯油(ガソリン

ではない!)をまいて火をつける勢いを示した。兄の妻が、弟の主張に近い線で調停を成立させるよう夫に迫った。②離婚の調停が始まりそのような段階において、夫から妻に「離婚するならお前を殺して俺も死ぬ」と言って来た。③解雇が無効かどうか争われている民事訴訟が係属中に、労働者側の街宣車が、使用者である会

社の社長の自宅近くで、社長を誹謗する街宣活動をした。等々…ですが、中には、誰がこういう事実行為をしているか見当はつくが、確たる証拠がない形で行われるものもあります。

ところで、考えてみますと、上記のような問題は、個人間の紛争の場面だけでなく、一国内部の政権争奪の紛争(クーデター)や国と国とが争う国際紛争の場面等においても、つまり、およそ紛争なるものに、大なり小なり、不可避免的に伴うものであります。

上記のような問題の解決策一般は難しいです。仮処分や警察力に頼りながら、当該事案の状況と依頼者の考えとを基礎において、対処方法を考えていくしかないと思います。



代表(福岡オフィス所長)
合山 純篤
SUMIATSU GOYAMA

危機管理について

平成30年の西日本豪雨災害では、死者数200人を超える甚大な被害が発生しましたが、その後も、地球温暖化の影響か、毎年のように日本各地で豪雨災害が発生しています。これを受け、災害対策基本法の改正により、本年5月20日から、「避難勧告」が廃止され、「避難指示」に一本化されるなど、行政も災害防止のための対策を強化しています(なお、誤解が多いですが、避難勧告よりも避難指示の方が緊急性は高いです。)。また、防災グッズの販売も増加しており、市民の防災意識も以前に比べて高まっているようです。

しかしながら、豪雨災害に直面した住民が適切に避難行動をとっているかについては、その割合は高いとは言えません。確かに、豪雨とこれに伴う土砂災害については、住民において避難のタイミングを判断するのは難しいです。豪雨災害は比較的緩慢に状況が悪化していくため、「まだ大丈夫だろう。」と思っているうちに、避難の時機を失することになりやすいです(いわゆる正常性バイアス)。また、豪雨

になっても、自らが率先して避難する住民は少なく、ご近所さんが避難していることを確認してから避難する傾向が強いです(いわゆる集団同調性バイアス)。

防災グッズを備える等、災害の予防や備えも重要ですが、実際に災害に直面した際にどう行動するのも極めて重要です。これは災害の場面だけでなく、日常の市民生活や企業活動においても同様です。紛争やトラブルを予防し、これに備えるリスクマネジメントだけでなく、紛争やトラブルが発生した場合に、正常性バイアスや集団同調性バイアスに陥ることなく、適切な対応をとるための自らの行動指針を定める等、クライシスマネジメントも怠らないよう注意したいです。



執行役員
清成 真
MAKOTO KIYONARI

誤振込の事案について

近時では、インターネットバンキングによる送金も多く行われていることから、送金先口座を誤って送金してしまうこともあります。

相手方口座に送金される前であれば、手続きを取り消すこともできる可能性もありますが、相手方口座に着金した後は、金融機関に組み戻しを求めることとなります。組み戻しでは、相手方口座の名義人に誤振込されたお金を返金してよいか確認した上で、返金処理を行うこととなります。しかし、相手方口座の名義人と連絡が取れない場合や、相手方口座の名義人が返金について承諾しない場合には返金されません。

この場合には、誤振込によって相手方が得た利益は不当なものであるとして、不当利得の返還訴訟を提起して取り戻すという方法を取らざるを得ません。

ただし、誤振込の相手方口座の名義人に関する情報は、口座番号と口座名義くらいしかわからないため、弁護士法23条照会を行って口座の名義人の住所などを確認し、訴訟を提起することとなります。

金融機関からの連絡がつかない相手方や、誤振込であるにも関わらず返金にも応じないような相手方については、振り込まれたお金について勝手に引き出されてしまう可能性も高く、債権の仮差押えなどの保全手続を行う必要性もあります。

私に対応した事案でも、相手方口座の名義人と金融機関との連絡が取れない状態であったため、誤振込の相手方口座に対して、債権の仮差押えを行いました。しかし、相手方口座の預金はすべて引き出されており、相手方口座の名義人が行方不明であったために、回収不可能となってしまいました。

このように一度、誤振込をしてしまうと、回収できないことにもなりかねないので、振込手続は慎重に対応されてください。



弁護士
田中 圭
KEI TANAKA

ペットはかわいいけれど...

家で生活時間が長くなっている昨今、新たにペットを飼育し始める方も増えているようです。例えば、一般社団法人ペットフード協会が公表している「2020年(令和2年)全国犬猫飼育実態調査結果」をみると、2020年に新たに犬・猫の飼育を始めた方の飼育頭数は、2019年と比較して、犬については14%増、猫については16%増との調査結果もあるようです。

ペットを飼育する中でのトラブルとして、時に、ペットが他の人を咬む等してケガを負わせてしまう、ということがあり得ます。場合によっては、裁判に発展するという事柄も少なくありません。

民法では、動物の占有者等の責任について規定が置かれており(718条)、動物の占有者またはそれに代わって管理する者は、その動物が他人に与えた損害を賠償する責任を負うものとされています。その責任は、動物の占有者等が、その動物の種類及び性質に従って相当の注意をもってその管理をしたことを立証しなければ、免れないものとされています。

普段室内で放し飼いにしていたマルチーズがたまたま開いていた玄関から飛び出して歩行者を数

回咬んだといった事案(京都地裁昭和55年12月18日判決)のように、動物が占有者等の意思から離れて自由に活動できる状態にしていたような場合はもちろん、鎖をつけて散歩中の秋田犬(体長1メートル、体重35キログラム)に、犬好きの歩行者が自ら近づいて手を差し出したところ、犬が当該歩行者の鼻に咬みついてしまったといった事案(大阪地裁昭和61年10月31日判決)、自宅玄関前にロープで係留していた犬に、興味をもって門扉を開けて近づいてきた幼児(6歳児)に犬が咬みついてしまったといった事案(京都地裁昭和56年5月18日判決)のような場合であっても、動物の占有者等の責任が肯定されており、飼い主さんにはかなり厳しいと思われるような内容の裁判例も少なくありません。

ペットと楽しい生活を送っていくにあたっては、このような点にも十分留意しておく必要があります。



弁護士
富永 剛
TSUYOSHI TOMINAGA

ダウンロードにはど注意を

近年、サブスクリプションサービスの普及によって、映画や音楽、漫画や書籍などの様々なコンテンツがスマートフォンやタブレットで楽しめるようになりました。私自身も、スマートフォンで映画を観たり、漫画を読むことが日常の一部になっています。

一方で、違法にアップロードされたコンテンツが掲載された海賊版サイトも横行しています。こうした海賊版サイトによる被害を防止するために、今年の

10月1日と今年の1月1日に改正著作権法が施行されました。

昨年の10月1日に施行された改正著作権法では、リーチサイト(海賊版サイトにアクセスできるようにリンクなどの情報を提供するサイト)に関する取り締まりが新たに制定され、罰則が科せられるようになりました。

また、今年の1月1日に施行された改正著作権法

電子契約のキホンのキ

「電子契約」という言葉を聞いたことはありますか。昨今のコロナ禍で、俄かにテレワーク・脱ハンコ化の流れが加速していますが、電子契約もこのような流れの中で注目されています。

電子契約は、ざっくりいいますと、従来の紙の文書の代わりに、電子文書で作成する契約になります。意外と身近にあふれていて、例えば、ネットショッピングの際にWebサイト上で「購入する」ボタンをクリックして成立するのも電子契約ですし、電子メールに契約書のPDFファイルを添付してやり取りし、メール上で合意するのも電子契約です。

このようにいうと、「電子契約」って大丈夫なの? という疑問が湧くかもしれませんが、そもそも契約は当事者の合意があれば成立し、文書でのやり取りや押印は必須ではなく(一部、法律で「書面」での締結が必要とされている契約があります。)、口頭の合意でも契約は成立します。そのため、「書面」での締結が必要とされている場合を除き、電子契約でも契約は有効に成立します。

では、後日裁判になった場合、電子契約は証拠としてどこまで有効になるのでしょうか。電子契約を紙の契約書と同様の証拠として使う場合、裁判で

は、電子契約が電子契約の作成者の意思で作成されたことを立証する必要があります。この点、紙の契約書については、作成者の印鑑による印影があれば作成者の意思で作成されたことと民事訴訟法で推定されることとなっていますが、電子契約には押印がありません。しかしながら、電子契約についても、法律上の要件を満たす「電子署名」があれば、同様の推定が働くという特別な規定が設けられています。

また、契約に関するやり取りの際に使用されていたメールアドレスや、メールの内容、契約当事者が契約内容を前提とした行動をとっていることなど、周辺事情から立証していくことも考えられます。そして、作成者の意思で作成されたことが立証できれば、電子契約も紙の契約書と同様の裁判の証拠となります。

電子契約については他にも論点がありますが、「キホンのキ」としてはこの辺りにさせていただきます。



弁護士
牧山 愛美
MANAMI MAKIYAMA

では、ダウンロードに関する規制が強化されました。

これまでは、違法にアップロードされた音楽と映像を違法と知りながらダウンロードすることが規制されていました。しかしながら、今回の改正によって、音楽や映像以外にも、漫画やイラスト、書籍や論文などを違法と知りながらダウンロードすることも違法となりました。そして、これらは刑事罰の対象になることもあります。

このように、非正規のルートでコンテンツを入手する方法が大幅に規制されたことで、作品を製造、提

供する人が保護される効果が期待されています。

今後、新たな作品や優れた作品に触れるためにも、私たちが何よりもまず、コンテンツのダウンロードの際に注意していくことが大切になってきます。



弁護士
和田 直道
NAOMICHI WADA